

京都女子大学教員資格審査規程（抜粋）

制定 昭和 47 年 5 月 10 日

最近改正 平成 27 年 4 月 1 日

第 6 条 本学の教員は、次の条件を備えるものとする。

- (1) 人格識見がすぐれ、本学の建学の精神を十分に理解し、これを達成するのに誠実である者
- (2) 教育研究並びに運営に熱意があり、これに耐える健康を有する者

第 7 条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、原則として大学(短期大学を含む。以下同じ。)において 5 年以上の教育経歴を有し、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

第 8 条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学において 3 年以上の教育経歴を有し、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において専任の講師、助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 修士の学位又は専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在籍し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

第 9 条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第 7 条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) 修士の学位又は専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者
- (3) 芸能、体育等については、特殊な技能を有すると認められる者
- (4) 授業科目に関する実技実務に深い経験を有すると認められる者

京都女子大学大学院研究科担当教員選考内規（抜粋）

制定 昭和 52 年 7 月 20 日

最近改正 平成 27 年 4 月 1 日

(修士課程・博士前期課程担当教員の資格基準)

第 3 条 修士課程及び博士前期課程の研究科授業担当教員(以下「授業担当教員」という。)は、次の各号の一に該当し、かつ、当該専攻授業科目を担当する能力がある者でなければならない。

- (1) 博士の学位若しくはこれと同等以上と認められる外国の学位を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 前号の学位保持者に相当する研究業績(公刊された著書論文、報告書)を有する者
- (3) 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術、技能を有する者
- (4) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

- 2 修士課程及び博士前期課程の研究科指導教員(以下「指導教員」という。)及び研究科指導補助教員(以下「指導補助教員」という。)は、前項の各号の一に該当し、当該専攻の授業科目を担当するのみならず学位論文作成等の指導について高度の見識と能力を十分に有する者でなければならない。